

雨水管立坑の梯子から転落。一酸化炭素中毒の可能性あり			
発生年月	令和7年7月25日(金) 午後0時50分頃		
業 種	土木工事業	事業場規模	不詳
事故の型	墜落・転落	起 因 物	不詳
発生状況	7月25日(金)午後0時50分頃、仙台市宮城野区の雨水管の工事現場で、排水の不具合について点検作業を行っていた男性(70代)が、立坑(深さ約15m)内のはしごを昇降している途中でステップから足を踏み外し、転落しました。 119番通報から約1時間後、男性は救助され、病院に搬送されましたが、死亡が確認されました。また、一緒に作業し、亡くなった男性を助けようとした同僚男性(40代)も体調不良を訴え、病院に搬送されました。 警察によりますと、内部からは高濃度の一酸化炭素が検出されたとのことであり、一酸化炭素中毒の可能性ががあります。 (各種報道資料より)		
災害防止対策	(関係機関で調査中であり、基本的事項を含めて、類似災害に係る一般的な注意事項を記載します。また、事故の原因を記載しているものではありません。) - 換気が不十分な場所に立ち入る前に一酸化炭素濃度及び酸素濃度(下水道、マンホール内などにおいては硫化水素濃度も)を測定し、換気など必要な対策を十分に行い、安全を確保・確認してから作業を行うこと。 - 作業環境に応じて、空気呼吸器など当該環境中のガス濃度でも有効に使用可能な呼吸用保護具を使用させること。 - 工事内容、地形など様々な作業環境を踏まえたりスクアセスメントを行い、危険の洗い出しと低減措置を具体的に作業計画に盛り込むこと。 なお、一酸化炭素中毒の予防に当たっては、安衛則第578条(内燃機関の使用禁止)の励行と併せ、「建設業における一酸化炭素中毒予防のためのガイドライン」に基づき、適切な対策を進めること。 - 深さ2m以上の場所での作業の場合、適切な作業床、足場、はしご道などを設け、確実に使用させること。 - 手すりを設けることが困難、臨時に取り外す、墜落・転落のおそれがあるといった場合は、親綱を張るなどにより、現場の状況を踏まえ、確実に安全が確保できる墜落制止用器具(安全帯)の使用を徹底すること なお、深さ6.75m以上の場合は、ランヤード(ショックアブソーバを含む。)を適切に接続した「フルハーネス型」を使用し、万一の墜落時に作業者に加わる衝撃荷重を低減させるとともに、身体を支持する機能を有するものとする(建災防では、5m以上を推奨)。 - 万が一の墜落・転落に備えて、安全ネットの設置、ロリップ・安全ブロックの使用など二重、三重の対策を図ること。 - 作業主任者、保護具着用管理責任者、作業指揮者などの各種責任者は、作業者の呼吸用保護具、安全帯、保護帽などの使用状況を監視し、適切な使用を維持させること。 - 関係労働者に対し、一酸化中毒、酸素欠乏症、硫化水素中毒、墜落・転落の危険性に関する安全対策・安全作業手順など必要な事項の教育を行うこと。 - 当日の作業開始に当たり、ミーティング・KYT等で作業内容・安全対策を確認すること。 - 日頃から作業者の健康管理に留意し、睡眠不足、アルコールが残っているなど体調がすぐれない者には高所作業を行わせないこと。 加えて、夏場は熱中症対策(改正安衛則6/1～)に万全を期すこと。		

